

定 款

公益社団法人 関西経済連合会

公益社団法人 関西経済連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人関西経済連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 本会は、財政経済、産業、社会労働に関する諸問題を調査研究して、関西経済界の総意の表明とその実現を図り、もってわが国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 内外の財政経済、産業、社会労働に関する諸問題の調査研究、資料や情報の収集を行うとともに、意見を取りまとめ、これを提言し、その成果を普及すること。
 - (2) わが国及び地域経済社会の健全な発展に資する経済界としての取り組み、協力、支援を行うこと。
 - (3) 内外経済界等との連携を図ること。
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項の事業は、国内及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種類)

第5条 本会の会員は、甲種会員及び乙種会員とし、甲種会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする（以下同じ）。

- 2 甲種会員は、本会の目的に賛同して入会する者で、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 法人会員 産業経済に関する事業を営む法人とする。

- (2) 団体会員 産業経済に関する団体とする。
 - (3) 個人会員 本会の運営に功労のあった経済人とする。
 - (4) 特別会員 甲種会員である法人又は団体の役員のうち、会員の代表者以外の者であつて、本会の趣旨に賛同してその事業の遂行に協力する者とする。
- 3 乙種会員に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(入会)

第6条 法人会員又は団体会員になろうとする者は、所定の書面を提出して申込み、理事会の決議を経なければならない。

- 2 個人会員は、会長が理事会の決議を経てこれを推薦し、本人の承諾を得るものとする。
- 3 特別会員は、会長がその特別会員の属する法人又は団体の同意を得たのち、理事会の決議を経てこれを推薦し、本人の承諾を得るものとする。

(会員代表者の届出)

第7条 法人会員及び団体会員は、代表者（以下「会員代表者」という。）1名を届け出なければならない。会員代表者を変更したときも同様とする。

(入会金及び会費)

第8条 法人会員及び団体会員は、入会時に入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年、会費を納入しなければならない。
- 3 入会金及び会費1口の金額については、総会の決議により別に定める。
- 4 会費についてはその2分の1以上は公益目的事業に充当するものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、所定の書面を提出することにより、いつでも、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
 - (2) 2年以上会費を納入せず、理事会の決議があつたとき。
 - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (4) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (5) 総社員が同意したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経て、除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該総会において、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名の決議がなされたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 役員及び会計監査人

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 40人以上50人以内
- (2) 監事 2人以上5人以内

2 理事のうち、1人を会長、9人以上14人以内を副会長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事を含む9人以内を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする（以下同じ）。

- 4 本会に、会計監査人1人を置く。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては9人を限度として、社員以外の者を理事に選任することを妨げない。

2 会計監査人は、総会の決議によって選任する。

3 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 専務理事及び常務理事は、業務執行理事のうちから、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

5 監事及び会計監査人は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

8 理事、監事及び会計監査人に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、代表理事を補佐し、本会に常勤して、本会の業務を分担執行する。

3 会長は、本会を代表して本会の業務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会で定められた順位によりその職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を代行する。

5 専務理事は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、常務理事は、会長及び専務理事を補佐して業務を処理する。

6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前各項のほか法令に定められた権限を行使することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第16条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、前各項のほか法令に定められた権限を行使することができる。

(任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、当該定時総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(解任)

第18条 役員及び会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除及び限定)

第20条 本会は、役員及び会計監査人の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員及び会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第113条第1項第2号に定める最低責任限度額とする。

(相談役、特別顧問及び顧問)

第21条 本会に、相談役10人以内、特別顧問20人以内及び顧問10人以内を置くことができる。

2 相談役は、本会の会長であった者及び本会に特に功労のあった理事のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 3 特別顧問は、本会の副会長であった者のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 顧問は、有識者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 相談役、特別顧問及び顧問は、本会の業務に関して会長の諮問に答え、また、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 6 第17条第1項、第18条第1項及び第19条第1項の規定は、相談役、特別顧問及び顧問について準用する。

第4章 総会

(構成及び種類)

第22条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- 3 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第23条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項を決議する。

(開催)

第24条 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会の決議があったとき。
 - (3) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、理事会の決議に基づき、総会の日時及び場所並びに目的である

事項及びその内容を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権及びその行使方法)

第27条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 法人会員及び団体会員の議決権は、会員代表者がこれを行行使するものとする。
- 3 総会に出席できない社員は、書面若しくは電磁的方法により議決権を行行使し、又は他の社員を代理人としてその議決権行使を委任することができる。ただし、会員代表者の場合にあっては、その会員代表者の属する法人若しくは団体の役職員又は使用人をもって代理人とすることを妨げないものとする。
- 4 前項の規定により議決権を行行使する社員は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(定足数及び決議)

第28条 総会は、総社員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 議事は、法令及びこの定款に別に定める場合を除くほか、出席した社員の議決権の過半数の同意をもってこれを決する。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び総会に出席した理事のうち2名が記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 前各号のほか、法令及びこの定款に別に定める事項

(招集)

第32条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 監事は、第15条第4項の規定において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 5 第3項又は前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事あるいは監事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事会を招集する場合は、理事会の日時及び場所並びに目的である事項及びその内容を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 評議員会及び委員会

(評議員会)

第37条 本会には、評議員会を置くことができる。

2 評議員会は、評議員会議長1名、相談役、特別顧問、顧問及び評議員で構成する。

3 評議員会は、本会の業務に関し会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

4 評議員会は、評議員会議長がこれを招集する。

5 定款に定めるもののほか評議員会に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

(評議員会議長及び評議員)

第38条 評議員会議長及び評議員は、会員のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 評議員会議長及び評議員の任期については、第17条第1項の規定を準用する。

(委員会)

第39条 第4条第1項の事業を行うために委員会を設置する。

2 委員会は、委員長及び副委員長等と委員をもって構成する。

3 委員長及び副委員長等と委員は、会員のうちから会長がこれを委嘱する。ただし、副委員長等は必要があるときに限り委嘱するものとする。

4 委員は、会員が法人又は団体であるときは、その代表者以外の役職員又は使用人のうちからこれを委嘱することを妨げないものとする。

5 委員会に関して必要な事項は、本条に定めるもののほか、理事会が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の種類)

第40条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産又は交付を受けた補助金その他の財産については、その2分の1以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会が別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第41条 本会は基本財産について、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

(財産の管理)

第42条 本会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。

(経費)

第43条 本会の経費は、財産をもってこれを支弁する。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

ならない。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第48条 本会の会計は、一般に妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、第52条の規定を除き、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）

第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、行政庁に届け出なければならない。

(合併)

第50条 本会は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経ることにより、他の一般社団法人・財団法人法上の法人と合併することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 本会は、一般社団法人・財団法人法第148条第4号から第7号の規定に基づく事由によるほか、同法第148条第3号による場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散する。

2 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、公益認定法第5条第17号に掲げ

る法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第53条 本会の事務を処理するため事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長1名及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が委嘱及び解嘱する。
- 4 その他事務局に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(備付け書類)

第54条 本会は、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第10章 個人情報の保護及び公告

(個人情報の保護)

第55条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、これを別に定める。

(公告の方法)

第56条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第57条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（2011年4月1日）から施行する。

2. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（2011年5月23日変更）

第20条の変更規定は、2011年5月23日から施行する。